

基本的施策 2

女性に対する暴力等の根絶

現状と課題

セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)やドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)などの暴力は、性別による人権侵害であり、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼす重大な問題です。

しかしこれまで、これらの暴力に対する社会の理解は不十分であり、個人的問題として見過ごされてきたのが現状です。

これらの暴力の背景には、男女の固定的な役割分担や経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている現代社会の構造的問題にあると考えられています。

「暴力」の認識の仕方には、個人により大きな差があるため、身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などについても広く周知し、被害の潜在化を防ぐ取り組みが必要です。

方針

セクハラやDV等は、人権侵害であるという認識を高め、これらの暴力を許さない社会づくりに向けた防止対策を推進するとともに、被害者に対する相談体制を整備し、自立支援を行います。



施策の方向

(1) セクハラやDV等女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

セクハラやDV等女性への暴力や、それに伴う児童虐待などに関する認識を深め、根絶に向けての防止対策の充実と被害者保護などの支援をします。

具体的施策	具体的内容	担当課
セクハラやDV等女性への暴力防止に関する住民意識の啓発	○セクハラやDV等女性への暴力防止の啓発や防止関連情報を発信する。	市民協働課 社会福祉課
市役所職員へのセクハラ防止に関する啓発	○市役所職員への、セクハラ防止に向けた啓発を行う。	人事課
就労の場でのセクハラ防止に関する啓発	○就労の場でのセクハラ防止に向けた学習の機会及び情報を提供する。	市民協働課
教育の場におけるセクハラやDV防止に関する啓発	○教育の場でのセクハラやDV防止に関する啓発を行う。	学校教育課

(2) 被害者への相談体制の充実と自立支援

セクハラやDV、児童虐待などの暴力による相談体制の充実と被害者保護や自立支援を行います。

具体的施策	具体的内容	担当課
被害者のための相談体制の充実	○市役所におけるセクハラに関する現状把握と相談体制を充実する。	人事課
	○教育の場におけるセクハラに関する現状把握と相談体制を充実する。	学校教育課
	○相談員による女性相談やDV相談を実施する。	社会福祉課
被害者保護と自立支援	○DV等暴力による被害者の保護と自立支援を行う。	社会福祉課
	○児童虐待等による被害者保護の充実を図る。	子育て支援課